明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（**財務・農林水産・経済産業**六）　一
○自動車の型式を指定した件（**国土交通**五六三～五七八）　七
○自動車の型式についての指定を取り消した件（**同**五七九～五八三）　八
○自動車の装置の型式を指定した件（**同**五八四～六〇一）　九
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**同**六〇二～六〇六）　二
○指定装置の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を変更した件（**同**六〇七）　三
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**六〇八～六一二）　三
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（**同**六一三）　三
○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**六一四）　三
○小型特殊自動車の製作者の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（**同**六一五）　三
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（**同**六一六）　三
○原動機付自転車の型式を認定した件（**同**六一七、六一八）　三
〔**官庁報告**〕
官庁事項
独立行政法人医薬基盤研究所中期目標の変更の公表について（厚生労働省）　一四
財　政
日本放送協会平成二十五年度収支予算について（総務省）　一七
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一九
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四五
会社その他
会社決算公告　四五